

(公 印 省 略)
答 申 第 1 4 7 号
令 和 5 年 3 月 13 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定等に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和4年11月18日付け諮問第97号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のこと
について、別紙のとおり答申します。

記

- ・ 準学校法人Aから提出された学校長選任届等
- ・ 準学校法人Aから提出された閉校認可申請書等
- ・ 準学校法人Aの解散認可書

(別紙)

答 申

第1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が公開及び部分公開とした決定は妥当である。

第2 諮問経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の公開請求を行った。

- (1) 令和3年6月15日付け公開請求（以下「本件公開請求1」という。）
- (2) 令和3年8月4日付け公開請求（以下「本件公開請求2」という。）
- (3) 令和3年9月13日付け公開請求（以下「本件公開請求3」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、上記1の公文書公開請求に対し、次のとおり決定処分を行った。

(1) 本件公開請求1に対する次の処分

令和3年6月29日付け公文書部分公開決定処分（以下「本件処分1」という。）

令和3年10月18日付け公文書部分公開変更決定処分（以下「本件変更処分1の1」という。）

令和4年2月28日付け公文書部分公開決定処分（以下「本件変更処分1の2」という。）

(2) 本件公開請求2に対する次の処分

令和3年8月18日付け公文書部分公開決定処分（以下「本件処分2」という。）

令和4年2月28日付け公文書部分公開決定処分（以下「本件変更処分2」という。）

(3) 本件公開請求3に対する次の処分

令和3年9月17日付け公文書公開決定処分（以下「本件処分3」という。）

令和4年2月28日付け公文書公開決定処分（以下「本件変更処分3」という。）

3 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、上記2の決定処分を不服として、実施機関に対し、次のと

おり審査請求を行った。

- (1) 令和3年9月28日付け本件処分1に対する審査請求（以下「本件審査請求1」という。）
- (2) 令和3年11月17日付け本件処分2に対する審査請求（以下「本件審査請求2」という。）
- (3) 令和3年12月17日付け本件処分3に対する審査請求（以下「本件審査請求3」という。）

4 対象公文書

本件審査請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、準学校法人から提出された次の文書である。

- (1) 準学校法人から提出された学校長変更届出書と付随して提出された文書（以下「文書1」という。）
- (2) 準学校法人から提出された寄附行為変更届と付随して提出された文書（以下「文書2」という。）
- (3) 準学校法人から提出された休校届と付随して提出された文書（以下「文書3」という。）
- (4) 準学校法人から提出されたその他当該法人に関する文書（以下「文書4」という。）
- (5) 準学校法人から提出された廃止認可申請書と付随して提出された文書（以下「文書5」という。）
- (6) 準学校法人から提出された解散認可申請書と付随して提出された文書（以下「文書6」という。）
- (7) 私学審議会への諮問書、同審議会からの答申書（以下「文書7」という。）
- (8) 専門士廃止届と付随して提出された文書（以下「文書8」という。）
- (9) 解散許可書（以下「文書9」という。）

5 諮問

令和4年11月18日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求1から本件審査請求3までについて諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において述べている本件審査請求1から本件審査請求3までの理由等は、次のとおり要約される。

- 1 本件審査請求1から本件審査請求3までの趣旨
公文書部分公開決定を取り消し、文書の公開を求める。
- 2 本件審査請求の理由
文書の全部又は一部分は非公開情報に該当しない。
審議会は、実施機関の弁明を再検討すべきである。
本件変更処分2において、本件処分2と異なる文書が特定されている理由が示されていないので、実施機関は弁明すべきである。
本件処分2と本件変更処分2で公開された学校設置許可書及び学校廃止許可書の知事公印と割印が本件処分2では理由を示さずに非公開とされ、本件変更処分2では公開とされている。本件変更処分2で公開された文書は、対象公文書に特定された文書と一致していると考えてよいか、実施機関は弁明すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 文書1及び文書2

理事長及び理事の個人名が記載された印章による印影は、個人名が記載されている点で特定の個人を識別することができる個人情報に該当するうえ、私生活において限られた者に対し必要な場合にのみ示される極めてプライバシー性の高いものであることから、通常他人には知られたくない情報であるといえ、また、これらの印章は、法人の印章とは異なり、法人の解散以降も、当該理事長及び理事によって使用される可能性があるものであることからすれば、当該印章による印影は、法人の解散にかかわらず非公開とされるべきものであることから、条例第6条第1号に該当する。

また、法人の理事長及び理事としての立場から押印されたものであることからすれば、事業活動等において取引関係者等の限られたものに対し必要な場合にのみ示されるものであり、事業を営む個人の当該事業に関する情報であるといえる。さらに、印影は、上記性質に加え、これを公にした場合には偽造等の犯罪に利用されるおそれがあるものである。そのため、当該印影を公にした場合には、当該印影に係る個人の権利その他正当な利益が侵害されるおそれがあることから、条例第6条第2号にも該当する。

2 文書3

理事長及び理事の個人名が記載された印章による印影については、上記1と同

じ非公開理由である。

理事会の議事録において、意見を述べた弁護士の氏名を非公開としているところ、当該意見の記載部分については、法人が当該弁護士に対して記載内容の確認を得ないまま記載をしたものである可能性が高く、発言内容についての正確性が担保されていない情報である。そして、かかる情報が公となった場合には、当該弁護士の社会的信用が害されたり、当該弁護士の自主的な事業活動が阻害されたりするなど、当該弁護士の権利利益等を害するおそれがある。

また、法人が、同法人の解散業務を誰に委任するか、どのような内容で委任するかといった事項は、法人と弁護士との間の個別の委任契約によって定められる機密性の高い事項であり、かかる個別の契約内容が公開されることによって、当該代理人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあり、当該弁護士が兼務する業務の内容についても、当該弁護士と当該兼務先との間の個別の委任契約によって定められるものであり、上記と同様の性質を有する。

以上により、条例第6条第2号に該当する。

3 文書4

文書4に該当する文書として、文書5及び文書6が存在していたが、本件公開請求1が行われた時点において、実施機関は、準学校法人の解散等の認可を行うための事務を行っており、かかる情報を公開することは、私立学校審議会における審議を妨げるおそれがあるとして、条例第6条第5号に該当するとともに、条例第9条に該当することから、本件処分1では、その存否を示さずに、文書4を非公開とした。

本件処分1の後に、私立学校審議会が開催され、実施機関は、準学校法人の解散等について、認可を行った。その結果、条例第6条第5号に該当する理由が消滅したので、本件変更処分1の1を行い、文書5及び文書6を本件対象公文書に追加した。

4 文書6

理事長及び理事の個人名が記載された印章による印影並びに理事会の議事録の記載内容のうち、理事会において意見を述べた弁護士の氏名、法人の解散業務を担当する弁護士の氏名、当該弁護士に支払う費用額及び当該弁護士が兼務する業務の内容の記載部分については、上記1及び2と同じ非公開理由である。

5 その他の対象公文書

その他の対象公文書については、いずれも公開決定を行った。

6 結論

本件対象公文書について実施機関の行った上記第2の2の決定処分（以下「本件決定処分」という。）は妥当である。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

本件公開請求に対し、実施機関は、本件対象公文書の一部が条例第6条第1号及び第2号に該当するとして本件決定処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象公文書のうち、本件非公開部分の公開を求めているが、実施機関は、本件決定処分を妥当としていることから、本件対象公文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件非公開部分の非公開情報該当性について検討する。

2 理事長及び理事の個人名が記載された印章による印影について

非公開とされた印影は、個人印を押印しているため、印影を公開すれば、偽造等悪用されるおそれがある。よって、特定の個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないものと認められ、条例第6条第1号に該当し、同条第2号の該当性について判断するまでもなく、非公開情報と認められる。

3 理事会において意見を述べた弁護士の氏名、法人の解散業務を担当する弁護士の氏名、当該弁護士に支払う費用額及び当該弁護士が兼務する業務の内容について

準学校法人がいかなる弁護士と顧問契約を結んでいるのかという情報、当該顧問弁護士がその他いかなる法人と顧問契約を結んでいるのかという情報及び準学校法人の解散業務を受任した弁護士がどのような契約内容で受任したのかという情報は、これを明らかにすれば、弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれが生じる。

これに対し、準学校法人の解散業務を受任した弁護士の氏名自体は、解散業務の性質上公にされることが通例であり、その場合には弁護士の氏名を明らかにしても、当該弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれが生じない。

しかしながら、本件においては、準学校法人の解散業務を受任した弁護士が、

準学校法人の顧問弁護士であったという情報がすでに明らかにされており、かかる情報を照らし合わせるにより、本来明らかにすべきではない準学校法人の顧問弁護士の氏名を明らかにすることになるため、準学校法人の解散業務を受任した弁護士の氏名についても明らかにすべきではないこととなる。

よって、理事会において意見を述べた弁護士の氏名、法人の解散業務を担当する弁護士の氏名、当該弁護士に支払う費用額及び当該弁護士が兼務する業務の内容は、条例第6条第2号に該当する非公開情報と認められる。

4 決定通知書の不備及び本件対象公文書の特定について

審査請求人は、本件処分2において、非公開の箇所と理由が示されることなく学校設置許可書及び学校廃止許可書の知事公印と割印が非公開とされ、本件変更処分2では公開とされたことを指摘し、本件変更処分2で公開された文書が対象公文書に特定された文書と一致しているかどうかについて弁明するよう実施機関に求めている。

確かに、実施機関は、本件処分2の決定通知書において、知事公印と割印を非公開の箇所として明示せず、またその非公開の理由も付記しておらず、本件変更処分2において知事公印と割印が公開されることで結果的にそれらの瑕疵は治癒されているものの、本件処分2の時点において決定通知書の内容に不備があったことは否めない。しかしながら、本件対象公文書を見分するに、本件処分2と本件変更処分2の文書が一致していないことを疑わせるような事情は見当たらなかった。

5 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、本件諮問は、上記第2の3の審査請求から1年前後が経過してから行われている。公開請求から諮問までに時間がかかりすぎると情報公開制度の趣旨が損なわれかねないため、今後は、実施機関において速やかな諮問手続が行われることを望む。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和4年11月18日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和4年12月21日 第2部会（第101回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和5年1月13日 第2部会（第102回）	・ 審査請求人の意見陳述 ・ 審議
令和5年1月18日	・ 諮問庁から弁明書（追加）を受領
令和5年1月30日	・ 審査請求人から同月29日付け意見書を受領
令和5年2月8日 第2部会（第103回）	・ 審議
令和5年2月27日 第2部会（第104回）	・ 審議
令和5年3月13日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 三 上 喜美男